

== 消費者からのクレームも多発中！！ ==

理由なき物件情報の更新・承諾なき広告の掲載等は、
消費者への迷惑行為になるため、早急にお止め下さい

ここ最近、不動産情報ネットふれんずに掲載されている物件について、以下の規程に抵触するような行為に基づくクレームが本協会宛に多数寄せられております。規程に反する行為を続けることは、ふれんずの信用性を低下させ、消費者からの信頼性を損なうことにも繋がります。以下のような行為を行っていた場合は、至急取りやめてください。

クレーム案件①：何の理由や変更もなく物件の情報修正・再登録が繰り返されている

新規登録・情報修正・再登録された物件はお知らせメールやマッチング検索等に表示されますが、正当な理由もなく更新されることで、新規登録・価格変更など重要な情報が探しにくいとのクレームが多発しております。みだりに情報修正・再登録を繰り返す行為はお止めください。

※不動産情報ネット「ふれんず」運営規定（抜粋）
（情報の登録）
第9条 6 会員は、自ら登録している物件について、
重複して登録を行ってはならない。
又、正当な事由なく、削除、変更、再登録を行ってはならない。



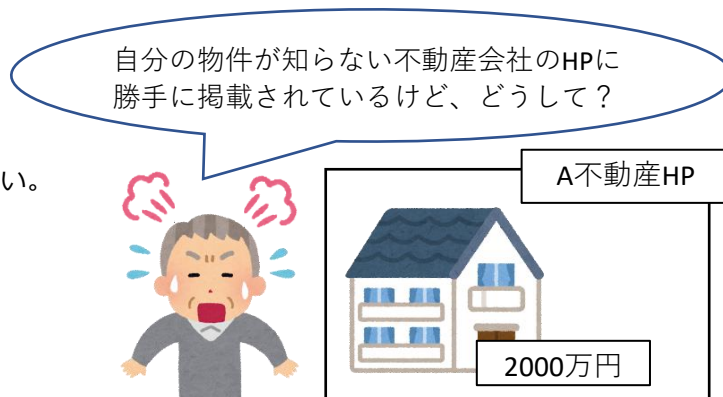
消費者からもこのようなクレームが...

クレーム案件②：他社取り扱い物件を承諾なく自社HP等に掲載している

ふれんずに掲載している物件情報を、承諾を得ないまま自社HP等に掲載しているケースが見られます。承諾なく掲載された情報は最新情報として更新されず、おとり広告等の対象となる恐れもありますので、承諾を得た物件のみ取り扱うとともに、物件の状況について適宜確認するよう充分ご注意下さい。

なお、掲載する広告媒体として、新聞やチラシなどの他、インターネットで掲載する際には「会員制」と称してIDやパスワードを発行してログインさせる形式で広告する場合も承諾を得た上で行って下さい。また、承諾は確認できるよう書面（FAXや電子メール等を含む）をもって得るようにして下さい。

※不動産情報ネット「ふれんず」会員間取引規程（抜粋）
（客付業者の活動の制限）
第7条 客付業者は、元付業者の承諾を得ることなく次の行為を行ってはならない。
(1) 登録物件情報の不特定多数の者に対する広告宣伝告知等
(2) 購入依頼者の現地案内
(3) 売却依頼者への連絡、交渉
(4) その他元付業者の営業活動を阻害すると思われる行為



クレーム案件③：建物名等に関係ない項目が表示されている

項目と無関係な情報を表示することも、ふれんずの物件掲載基準に反する行為となります。無関係な情報を入力している場合は、早急に正しい情報に修正してください。

※ふれんず物件掲載基準（抜粋）
■文字情報および写真等イメージ情報の掲載について
5. 登録物件と無関係、虚偽、または判断が不可能、誤解を招くおそれのある情報および画像（項目と無関係な情報、イメージ風景画像、周辺環境、最寄り駅、道路のみの画像を含む）を掲載することはできません。

規程に反する行為が継続、若しくは改善が見られない会員には、ふれんず利用停止措置も含めた処分の検討を行います。また、おとり広告の掲載と見なされ、九州不動産公正取引協議会の処分〔厳重警告並びに課徴金（警告に従わない場合は最大500万円）〕を受けた場合も、ふれんずを含めたポータルサイトへの物件掲載ができなくなります。

ふれんずの各種規程を遵守し、円滑な会員間取引に努めて下さい。